



義務的団交拒否は許されない！ 診断書強要行政訴訟勝利を受け申し入れ！

東京地裁は11月28日、不当労働行為救済申し立て棄却取り消し請求事件（診断書強要行政訴訟）で組合側の勝利判決を下しました。これは、「義務的団交事項については、労働協約において団交事項から除外することは許されない」という、かねてからJR東海労が主張してきた内容を全面的に認める画期的な判決です。

勝利判決を受け本部は12月2日、基本協約第250条（労働協約第39条）を改訂させるため、労働協約改訂に関する申し入れ（『申第13号』）を提出し、団体交渉の開催を要求しました。以下、申し入れの概要です。

1. 地裁は「会社は基本協約第250条を楯に組合からの申し入れに対して、正当な理由がなく、団体交渉を拒むことは労組法7条2号の不当労働行為に当たる」と判断している。会社の見解を明らかにすること。
2. 地裁は、「各団交申し入れに対して、幹事間折衝を開催したとしても、団交と同程度の実質的な協議が行われたということはできないから、幹事間折衝によるべきことを理由に各団交の申し入れを拒むことはできないというべきである」と判断している。会社の見解を明らかにすること。
3. 『労働協約』第39条の（1）から（6）の改訂（「基準」の削除）、（7）労働組合から申し出があった事項を追加すること。
4. 会社は、『申し入れ』に対して、「労働協約の団体交渉事項は限定列記である」として回答を組合側幹事に伝えるだけで、団体交渉等の協議を行わない事態が常態化している。幹事間折衝や窓口回答をすることはやめて、『申し入れ』に対しては全て団体交渉を開催すること。